

木造住宅除却支援事業

- ◇ 補助対象者
 - ・ 市税の滞納のない者
 - ◇ 補助対象住宅 … 次のすべてに該当する住宅
 - ・ 次のアからウまでの全てに該当する住宅
 - ア 市内に所在する一戸建ての住宅であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
 - ウ 壁、柱、床、屋根その他住宅の主要な部分が木造である住宅であること。
 - ・ 次のいずれかに該当するものであること
 - ア 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であると診断された住宅
 - イ 簡易耐震診断の結果、評点の合計が7点以下の住宅
 - ・ 補助対象者が所有し、又は所有することが確実と見込まれる住宅であること。
 - ◇ 補助対象事業 … 次のいずれかに該当する事業
 - ・ 補助対象者が所有する補助対象住宅であって、現に居住している住宅を除却し、建替え又は耐震性のある住宅に住み替えを行う事業
 - ・ 補助対象者が所有し、又は所有することが確実と見込まれる補助対象住宅であって、過去に居住していたものを除却し、建替えにより自らが居住する住宅を建築する事業
 - ◇ 工事施工者 … 新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 建設業法の規定による建設業の許可を受けた者
 - ・ 建設リサイクル法の規定による解体工事業者として登録された者
 - ◇ 補助金の額 … 除却工事費の1/3（上限30万円）
 - ◇ 予定戸数 … 10戸
 - ◇ 申込期限 … 申請を行う年度の11月末まで
 - ◇ 工事期間 … 交付決定を受けた日から交付決定を受けた年度の2月末まで
 - ◇ 実績報告書提出期限 … 交付決定を受けた年度の2月末まで
- ※実績報告書の提出までに工事が完了し、工事費の支払いが終わっている必要があります
- ◇ 問合せ先 … 南魚沼市役所 都市計画課（本庁舎3階）
TEL：025-773-6662

